

我孫子市立高野山小学校いじめ防止基本方針

令和 5 年 10 月

1 目的（基本理念）

「いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。また、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがなく、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（平成 25 年度からの定義 文部科学省 HP）

（2）いじめの形態（具体的な内容）

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・該当児童の机や物を触りたくない等、差別される。
- ・該当児童の私物を断りなく使われる。

（3）いじめ防止のための基本姿勢

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者・関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらに再発防止に努める。

- ① いじめを許さない、見過ごさない学校・学級風土をつくる。
- ② 児童一人一人の自己有用感、自己肯定感、自尊感情を高める教育活動を推進する。

- ③ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、すべての教育活動を通じた道徳教育および体験活動等の充実を図る。互いを思いやる心を養い、自他の「命」を大切にする心の育成。
- ④ いじめの早期発見に努める。
- ⑤ いじめの早期解決のため、当該児童の安全を保証するとともに、校内の組織、関係機関、家庭と協力・連携して、解決にあたる。
- ⑥ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめ未然防止のための措置

- (1) いじめを許さない、見過ごさない学級・学校風土づくりに努める。
 - ・ 人との関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心を持って周囲に伝えようとする心情を高める。
 - ・ 学級活動や道徳の学習を通して適切な人間関係が築けるように指導していく。
 - 「友達のよいところさがし」、「ふわふわ言葉とちくちく言葉」等
- (2) 児童一人一人の自己有用感、自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ① 分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を持たせる。
 - ② すべての教科・領域において、安心して自分を表現できる場の設定や指導方法を工夫する。
 - ③ 学校行事、特別活動（児童会活動、学級活動）、総合的な学習の時間等において一人一人が活躍できる機会を設ける。
 - ・ 実行委員会を組織し、一人一役を実践する等。
 - ④ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実を図る。
- (3) 生徒指導の機能を生かした授業の推進
 - ・ 小グループに分かれて互いの考えを出し合い、自分とは違う考え方があることやそのよさを知る等。
- (4) 人との関わりを身につけるための豊かな人間関係作りの実施
 - ・ 豊かな人間関係づくり実践プログラムの実施
- (5) 人とつながる喜びを味わう体験活動の推進
 - ・ 友達と分かり合える楽しさやうれしさを共感できる豊かな心の育成と相互交流の場を工夫することでコミュニケーション力を育成する。
- (6) 情報モラル教育の実施
 - ・ 情報教育の一環として、スマホやパソコンを使用する上でのネットモラルの学習を行う。（LINE や掲示板の書き込み、個人情報の流通などに伴う危険について）。

3 いじめ早期発見、早期対応のための措置

- (1) 我孫子市いじめアンケート（年2回） (1) と (2) を併せて行う。
- (2) 教育相談（児童個人面談）の実施（年2回）・・・全児童
- (3) Q－Uの活用（3年・4年・5年・6年）（年2回）
- (4) 相談ポストの設置
- (5) 養護教諭、心の教室相談員、スクールカウンセラーとの連携

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

①生徒指導部会（月1回）

- ・各学年を代表する生徒指導部員が、問題傾向を有する児童について、現状や指導状況について情報交換を行い、共通行動について話し合う。

②いじめ防止対策委員会（生徒指導部会と兼ねて行う。必要に応じて緊急に開催する。）

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、我孫子市教育相談センターアドバイザー（いじめ対策委員会…いじめ事案発生時は、上記メンバーと該当学年担任で緊急に開催する。）

5 いじめ防止対策年間計画

月	教科等指導内容	特別活動	行 事	アンケート	教育相談	その他
4月	道徳（通年）	1年生を迎える会				学級懇談会 個人面談
5月			運動会		QUアンケート	
6月			修学旅行 （6年）	市いじめアンケート		
7月					いじめ追跡調査 児童個人面談 保護者個人面談	
8月						
9月	校外学習					
10月	校外学習		音楽会			
11月			林間学校 （5年）	市いじめアンケート	QUアンケート	
12月					学校生活アンケート いじめ追跡調査 児童個人面談	
1月						

2月	体育 (いのち・こころ・ からだの学習)	6年生を送 る会				学級懇談会
3月						

※1・2 学期末の児童個人面談は、全児童。

6 いじめに対する措置 …早期解決のために全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

(1) いじめ認知後の流れ

いじめの相談 ⇒ 管理職・学年主任に報告



いじめの事実確認 綿密な情報収集 (聞き取り・アンケート)



いじめの認知 ⇒ いじめ対策委員会を緊急招集し開催する。

☆学校長以下いじめ対策委員が対応を協議し、明確な役割分担を行い、全校体制で対応する。

- ・関係のある職員を中心にいじめの解決にあたる。
- ・いじめられている児童の身の安全を最優先に考える。
- ・いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・傍観者の立場にいる児童もいじめているのと同様であることを指導する。



いじめをやめさせ、再発防止を図るための対策

綿密な事実確認 (面談、アンケート)

<いじめを受けた児童・保護者に対する支援>

- ・教職員、保護者、養護教諭や心の教室相談員、スクールカウンセラーが連携を図り、二次的な問題の発生(被害の拡大等いじめの再発、不登校、自殺等)を防ぎ、心のケアを行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習する措置を講ずる。
- ・児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、犯罪行為として取り扱うべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

<いじめを行った児童・保護者に対する支援>

- ・いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。

＜家庭や地域、関係機関と連携した取り組み＞

- ・ いじめ事案が発生した時は、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係について情報を集めて指導に生かすようにする。
- ・ 学校や家庭になかなか話すことができないような状況であれば、関係機関と連携をとり、「相談窓口」など専門機関・カウンセラーなどの専門家の活用を検討する。

（２）重大事態発生時の対処

①重大事態とは

ア「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

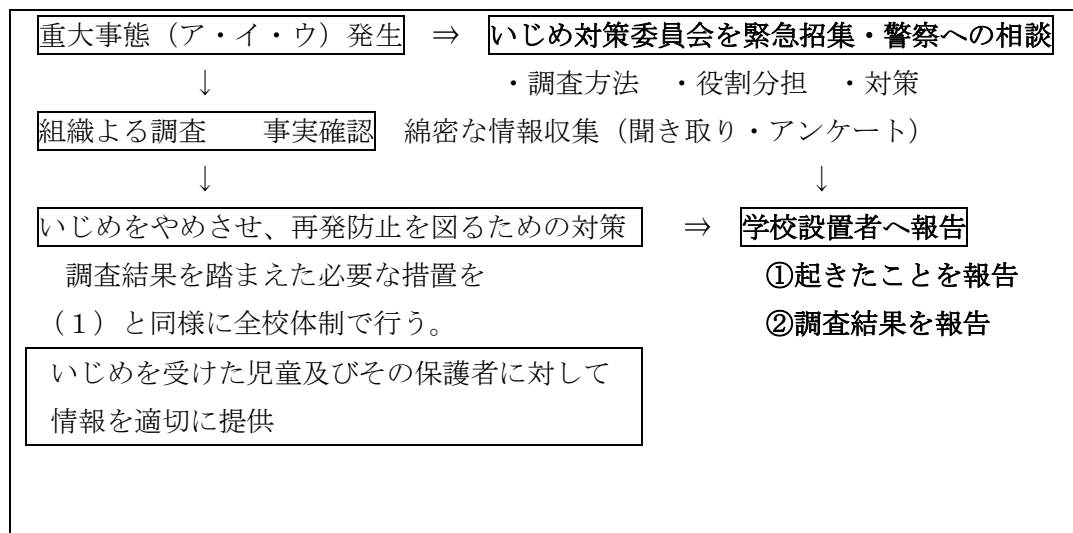
イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

○年間３０日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手。

ウ「児童や保護者からいじめられて重大な事態に至ったという申立てがあったとき」（学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。）

②対処

重大事案が発生した場合、そのいじめ事案の調査主体の判断は、教育委員会が行う。



7 担任、その他の職員の役割

○担任

- ・児童一人一人の個性や能力を生かした集団作り。
 - ・「いじめ」をしない、見逃さない学級風土づくり。
 - ・自他の「生命」を大切にする心の育成 道徳教育。
 - ・人との関わりを身につけるための豊かな人間関係作りの実施。
 - ・児童一人一人の心に寄り添った積極的生徒指導（小さな変化を見逃さない丁寧な日常観察を行う。）
 - ※「おかしい」と感じた場合は、学年会・生徒指導部会などで気づいたことを報告し、情報を共有した上で、多くの目で該当児童を見守る。
 - ※様子に変化が見られる場合は、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感を持たせるとともに、問題の有無を早急に確認する。
 - ※解決すべき問題がある場合は、管理職に報告すると共に、学年担任・教育相談担当・心の教室相談員等と連携をとって、該当児童の悩み等を聞き、早期解決に努める。
- 観察・相談 ⇒ 調査 ⇒ 報告・連絡・相談 ⇒ 対策 方針 ⇒ 早期解決
- ※いじめ問題が起きた時（相談があった時）は、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を集めて指導に生かす。家庭との連携

○教育相談担当 養護教諭 心の教室相談員 スクールカウンセラー

- ・相談窓口として、児童が気軽に相談できるよう努める。
- ・児童・保護者の悩み等をとらえた場合は、一人で抱え込まず、すみやかに報告・連絡・相談をし、組織の方針に沿って対応する。
- ・いじめられている児童・保護者に寄り添い、児童の心の傷を癒すために支援する。
- ・必要に応じて、専門機関の情報を提供する。

○教務…個別面談や相談事例の集約

- ・個別面談等が予定通りに進んでいるか等の進捗状況の把握やどのような相談事例があるか集約する。
- ・アンケート調査も含め、相談事例についてのその後の対応、状況、終結したか否か等を確認し、管理職に報告する。

○教頭…情報集約窓口 いじめ対策委員会の招集

- ・毎年、年度初めにその年度の「学校基本方針」を全職員に周知し確認する。
- ・いじめやいじめが疑われる行為・事案についての報告・情報を集約し、組織で取り上げた方がよい事案については、いじめ対策委員会を緊急招集する。
- ・いじめ対策委員会で決定した今後の対応について、共有すべき情報を全教職員に提供し、役割等を指示する。
- ・保護者・地域に協力を求める事柄について、情報を発信する。
- ・必要に応じて、外部関係機関に協力・指導を求める。